

6 農産第 4841 号  
令和 7 年 3 月 14 日

一般財団法人日本米穀商連合会理事長 殿

農林水産省農産局長

### 米の円滑な流通の確保について（要請）

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年産米の需給状況については、生産量が前年より多い一方で、流通の大宗を担う大規模な集荷業者の集荷量は減少するといった、流通に目詰まりが生じている状況となっております。

このような状況を踏まえ、今般、政府備蓄米の売渡しを緊急的に行うこととしました。

1 回目の入札分については、3 月半ばから集荷業者に引渡しを開始する予定です。

この政府備蓄米の売渡しは、流通の滞りを解消することで米の流通の円滑化を図るものであることから、スーパーマーケット等の小売事業者や中食・外食等の事業者まで確実に米が流通し、消費者の元に届くことが重要です。

こうした趣旨を踏まえ、米の集荷業者、卸売業者、小売事業者の皆様におかれては、今回売渡しが行われる政府備蓄米にとどまらず、流通する米について、地域ごとの需給状況、スーパーマーケット等の小売事業者などの調達状況や各地の学校給食等への円滑な供給などにも十分配慮し、主食用米の円滑な流通の確保と消費者への安定供給に向け、十全の対応をお願いいたします。

また、米の調達・保管・販売等に当たっては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 213 号）その他の米穀に係る法令を遵守いただけるよう、取引先への働きかけを含め、ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。